

令和6年9月11日提出

**市内農業者を対象に渇水対策のための補助金を交付**

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年9月9日(月)
場所	渇水対策連絡室(農林水産部内)
内容	<p>今年の異常な少雨状況の中で、農業用水の不足による農作物への影響が懸念されています。これを受け、諫早市では諫早市農林水産部内に渇水対策連絡室を設置(9月9日(月))し、情報収集等を行うとともに、干害対策を行う農業者に対し補助金を交付します。</p> <p><b>(1)諫早市緊急干害対策事業費補助金</b> (補助対象期間) 令和6年8月14日(水)から10月20日(日)までの期間に生じた経費 (補助対象者) 農業者または農業者が構成員である団体(いずれも市内農業者) ※受益面積が20アール以上かつ受益戸数2戸以上 (補助対象経費) 揚水ポンプ・付属品の購入、揚水ポンプ・発電機等の賃借に要した経費(仮設も対象) (補助額) 補助対象経費の55%以内で市長が認める額</p> <p><b>(2)ポンプ貸し出し</b> 市所有のポンプ等の貸出を行います。 ・貸出用ポンプ 4台 ・その他付属品 ※運搬・据付・撤去、燃料代は貸受人の負担となります。</p>
問い合わせ先	諫早市 農林水産部 農地保全課 担当:北嶋 電話番号:0957-22-1500(内線2330) E-mail:nouchi_hozen@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	